

# 牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2013, 08

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

## ★建設業★

自己診断できる「一人親方」チェックシートがあります。（国土交通省より）

- ・日給月給の労働者は、雇用されている労働者なのか、一人親方なのか…？
- ・雇用されている、されていないの境界線はいったい何…？
- ・厚生年金に入りたくないという従業員は、どうしたらいいの？



社会保険未加入対策がはじまって以来、一人親方が増える傾向にあります。このことは、国は最初からわかっていたことです。つまり、従業員を社会保険に加入しない状態のままにするならば、一人親方として（つまり個人事業主）になってもらうしかないのですから。

社会保険に加入しなければいけない労働者なのか、加入しなくても大丈夫な労働者なのか、この「明確な判断基準は、**あるようでない!**」が現状なので、上記のような疑問点がでてくるわけですね。

「一人親方」チェックシートは、働き方がどんな形態なのかの各質問事項に○×で答えていく形式です。○の数により、**雇用されるべき労働者**【社会保険（雇用保険も含む）に加入しましょうという結果】もしくは、**一人親方**【一人親方保険に加入しましょうという結果】のどちらかになります。

質問事項は、「仕事先から仕事を頼まれたら、自分の判断で断る自由がありますか?」「毎日の仕事量や配分は自分の裁量で判断しますか?」「頼まれた仕事を代わりの者に行かせる場合、代わりの者は誰が探しますか?」「あなたの報酬は一日当たりの単価ですか?出来高払いですか?」「仕事でつかう道具は誰が提供したものですか?」などです。



すべての項目に○または×ばかりでないとダメという訳ではありません。あくまでも雇用されている傾向が強いのか、一人親方の傾向が強いのかの自己判断ができるというチェックシートです。

**是非、ご利用してみてください。**

## ★運送業★ 年金事務所からも呼出し調査増加

女性・若者・シルバーさん動員 社会保険対応！

運送業者さんにとっての悩みのひとつが**人手不足**。

最近、年金事務所による調査が増えてきました。

何と、全適用事業所の4分の1を呼び出して調査しているというから大変なものです。

そこで、土・日だけや、週に1~2日だけ運転してもらい、休日割増もなく、社会保険の適用もなく、なにより一般のドライバーさんの拘束時間等を短縮できるから安心ですね。

そうは簡単にいかないかもしれませんが、女性やシルバーさんも長時間・長距離でなければ何とか頑張れるのではありませんか・・・

## 人材育成！ 管理者の皆さん必見！

求人をかけても応募がない。採用してもスグやめてしまう・・・など。

時間と費用をかけてあとに残るものがマイナスではいけません。

まずは新人を受け入れる**体制を整えましょう**。

社長さんが新人を育てているなんていう話もよく聞きます。

いつまで社長が現役バリバリ働くの？

これからは、まず先に新人さんを育てる先輩を育てませんか？

会社の方針をよく理解し、チームワークを乱すことなくリーダーシップが取れている方がふさわしいですね。

うちにはベテランの管理者がいるから・・・実態も法律も日々変化していきます。再度学習しておく必要がありますね。人を育てて会社に貢献してもらいましょう！

しかし、人を育てるには大変な時間と費用と労力がかかります。でも運転手さんって必要なんです。我が社にとってだけでなく、日本にとっても。政府と牟田事務所が力になりますよ(^\_^)v

**管理者さん（運転手さんもOK）のレベルアップ**の為の助成金をフル活用しちゃいましょう！

また、どんな研修を受けさせたらいいのか等お伝えいたします。様々な運送会社さんが集まるので、皆さんでより良い育成方法、我が社にマッチした研修を見つけましょう。



現場に出ている若いドライバーさんにとって新人を育てる先輩がキーパーソンとなります。そんな若いリーダーさんを集めて管理者研修を行い、おおいに会社に貢献していただきたいと思っております。

今回牟田事務所プロジェクトの説明会を下記の通り行います。

ぜひ、若手の育成を考えておられる社長さん、管理者にしたいと思う方やベテラン管理者さんとご一緒に是非出席ください。

## ☆セミナー☆

### 第1部 労務トラブル 労災と会社の責任～！

パワハラ、セクハラ、メンタルヘルス障害・・・

長時間労働だけでなく、最近では深く、より深く考える必要がある業務が増えてきました。  
会社が予防策を講じていない場合、会社の責任が問われます

### 第2部 運送業 管理者研修説明会

よい荷主さん、若いドライバーから選ばれる運送会社にする！

そのカギは、リーダーが握る！

～政府の支援策を利用して、管理者育成を図りましょう～

日 時 平成 25 年 8 月 28 日（水） 第1部 14：00～15：20

第2部 15：40～17：00

場 所 牟田事務所 駐車場あります

会 費 どりかむ会員及び顧問先様無料 一般 1,000 円

## 自他有車 5 台以上の事業所さま！

### 御社の“安全運転管理者”は、どなたですか？

安全運転管理者とは、道路交通法に基づいて一定以上の台数の自家用自動車を保有する事業所において、運行計画や運転日誌の作成、安全運転の指導を行う者をいいます。また、安全運転管理者に選任された者は年一回の講習参加が義務付けられているのです。

この安全運転管理者の選任が必要な場合は・・・

- 定員 11 人以上の自動車を 1 台以上使用している事業所
- その他の自動車を 5 台以上使用している事業所
- 自動車運転代行業者については、営業所ごとの選任



業務内容は、運転者の適性等の把握や運行計画の作成、運行日誌の備付けと記録、安全運転の指示や交替要員の配置、異常気象時の安全確保の措置、運転者の安全運転指導など・・・運送業の運行管理者さながらの業務内容です。



資格要件もあります。ご心配な方は牟田事務所担当まで～

**選任しなかった場合は、5万円以下の罰金**、選任しても届出しなかった場合は、2万円以下の罰金という罰則が設けられています。

## ★産業廃棄物★

### 優良処理業者認定制度

平成23年4月に廃掃法が改正され、それまであった「優良性評価制度」にかわり、「優良処理業者認定制度」が創設されました。施行から2年経ちますが、ここ1年で優良認定業者が5割も増えているそうです。愛知・岐阜・三重の東海3県では5月時点で379件が認定され、これは**全国の1割強を占める割合**だそうです。急増した要因として考えられるのが、今年4月に見直しがされた環境配慮契約法。愛産協の総会や勉強会でもこの優良処理業者認定制度と環境配慮契約法の見直しについては毎回、挨拶の際などに話をされています。



**環境配慮契約法**とは、国や国の機関が物品の購入やサービスを発注する際、温室効果ガスの削減など環境に配慮した契約を義務付けたものです。今年の4月の見直しで**産廃処理が追加**されたため、国や国の機関が処理業者を選ぶ際、優良基準への適合状況も評価することになり、**優良認定業者が優位**になるというわけです。

国や国の機関には義務付けがされていて自治体へは努力義務とされていますが、選ぶ基準として取り入れられるのは明らかだと思います。そうすると公立の病院などから排出される感染性廃棄物や学校給食の残飯などの処理を委託する業者選定にも影響してくるのではないのでしょうか？



愛知県では、この制度を産業廃棄物の適正処理を確保する上で核となる制度と位置づけており、認定された業者をより一層PRしていくため、県、県内政令市及び愛産協が連携し、**優良認定業者である旨のPR用ステッカー**を販売しています。

このステッカーは収集運搬車両や施設に表示するものですが、Gマーク（貨物自動車運送事業安全性評価事業）みたいに名刺に貼れる小さなステッカーなどもあったらいいなと思いました。

これまでこの許認可通信で「**優良処理業者認定制度**」について、電子マニフェストの利用や財務状況の公表、ISOやエコアクションの認証など壁が多く、浸透するのか？というようなことを書いてきましたが、この認定数の増加を見ると、ちょっと頑張れば越えられる壁なのか？と思えてきます。

この認定取得は更新許可申請時に行うものです。牟田事務所では更新時期の1年前から講習のご案内などさせていただいております。ぜひ一緒に優良処理業者認定へ向けたお手伝いをさせていただきます。 清水沙織

